

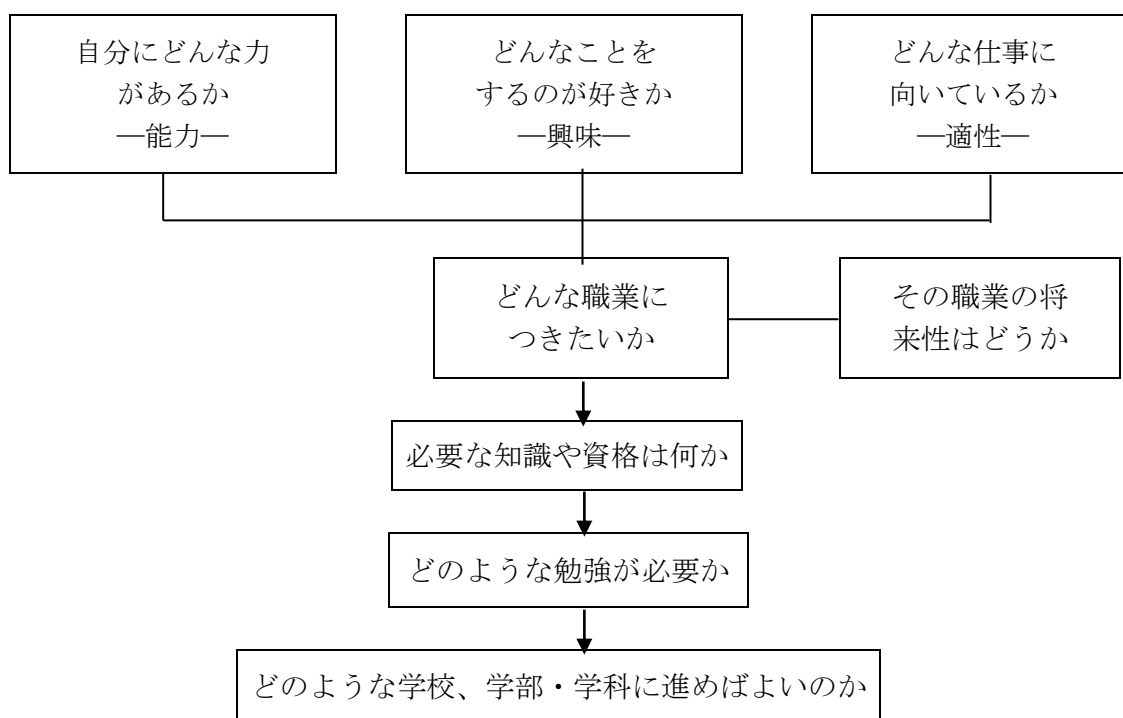
I 進学に向けて

1 進学する意味

みなさんはなぜ「進学」するのでしょうか。自分の進路を決断する際に、今一度考えてみる必要があるでしょう。なぜならば、高校からさらに上級学校に進学することは経済的負担が大きいからです。私立の4年制大学に自宅外から通学した場合、卒業するまでに最低でも約1,000万円の費用（授業料や生活費、その他諸々）がかかると言われています。それだけのお金をかけて進学をするには明確な将来設計がなくては保護者の方は納得してくれないと思います。数十年前に多かった「就職したくないから進学する」「やりたいこともわからないのでとりあえず進学する」というような高校生は、現在は減少しつつあります。もちろん、みなさんがそのような軽薄な気持ちで進学するとは考えにくいことですが・・・。

自分が将来どのような分野で活躍したいのか、その目標を実現するためにはどのような学校に進学するのが最も良いのかをじっくり考えた上で、多くの方々のアドバイスを参考に進学先を決定してもらいたいと思います。

* 進学先を選ぶおおまかな流れ



2 進路実現に向けての学習上の課題

(1) 学習計画の作成

- ① 計画的に学習を進められているか。
- ② 高校3年間の長期的な展望のもとに計画が作成されているか。
- ③ 自己の実力に合った学習計画になっているか。

(2) 学習習慣の確立

- ① 部活動や生徒会活動と学習の両立ができているか。
- ② 少ない時間も大切に使えているか。
- ③ 1日の生活リズムに学習が組み込まれているか。
- ④ クラスが学習するにふさわしい場になっているか。

3 上級学校、学部、学校選択の目安

(1) 学力を知る

- ① 定期考査→学校内で行われる定期考査の取り組みは、進学だけでなく進路決定の大きな要素になります。とりわけ推薦制度を利用する場合、定期考査の成績は極めて重要です。
- ② 模擬試験→自分の進学先の難易度を知ることができ、努力目標の設定や最終的には進学先の決定資料となります。

(2) 国公立型か私立型か、文系か理系かを知る

自分の興味関心や得手不得手を把握し、文系か理系かを判断しましょう。また教科（科目）ごとの成績状況から国公立向きか私立向きかを判断できます。

(3) 家庭の経済状況を知る

進学後の生活を支える経済力がなければならぬので、保護者との現実的な相談が必要です。自分の家庭の経済状態を考え、進学先を決めることが大切です。

(4) 資格・免許の取得

自分が入学した上級学校で取得できる資格や免許について十分に研究し、入学後にどんな勉強をするかをあらかじめ理解しておく必要があります。それは同時に上級学校卒業後にどのような職業に就きたいのか（就けるのか）を研究することでもあります。進学目的をしっかりと持つことが後悔しない進学の必要条件だと言えるでしょう。

Ⅱ 進学者の心得

1 進学するにはどのような方法があるか

一般入学試験

これは一般入試を（いわゆる推薦を受けずに）受験する方法です。概ね、専門学校・看護学校は10月以降、大学・短大・高等看護学校は1月以降に実施されます。

- 〈特 徴〉
- ① 自分の志望する学校を（試験日程が重ならない範囲で）何校でも受験することができ、選択の幅が大きい。
 - ② 学科試験に合格できる学力が必要。
 - ③ 合格決定の時期が推薦入学よりも遅い。

推薦入学試験

これは誰かの推薦を受けて、受験する方法です。推薦者は多くの場合学校長ですが、自ら推薦する場合や、居住地域の医師会長という例もあります。概ね、専門学校・看護学校は10月以降、大学・短大・高等看護学校は11月下旬以降に実施されます。

- 〈特 徴〉
- ① 原則として1校しか受験できない。
 - ② 合格した場合、必ず入学しなければならない。（原則、辞退できない。）
 - ③ 学力だけでなく、学校生活での活動実績（部活動や生徒会、資格取得など）が重視される。
 - ④ 推薦に当たっては別記（5の（2））の推薦基準を満たしていることが必要であり、推薦委員会の協議を経て学校長が決裁する。
 - ⑤ 合格の決定の時期が一般入学よりも早く、不合格の場合でも一般受験できる。

就職進学

これは就職することを前提とし、その就職先から進学する方法です。准看護学校が代表的なものです。それ以外にもあるので進路担当の先生に聞いてください。

- 〈特 徴〉
- ① 働きながら学ぶことが原則であり、就職先の同意が必要。
 - ② 一定の収入があるので保護者の負担が少なくて済む。
 - ③ 就職と進学を同時にしなければならないので、強い意志が必要。

2 進学に当たっての基本原則（本校規定より）

【進学に関する自己責任原則】

第16条 志望校の決定から受験に至るまでの最終決定は本人の責任において行い、受験から入学に至るまで結果責任は本人が負う。

【進学に関する校則の遵守】

第17条 進学に当たっては校則を遵守し、保護者及び担任との相互の合意のもとに行う。

3 確認事項

- ① 推薦入学試験は原則として1校のみとし、その可否の結果が出るまでは他の推薦を受けることができません。（同一時期に2校以上の推薦は行いません。）
- ② 推薦入学試験に合格した場合、その学校に入学しなければなりません。また、就職と推薦入学の併願は認められません。
- ③ 一般受験と就職試験の併願は認めますが、就職試験に合格した場合は就職を優先しなければなりません。（公務員については担任の先生とよく相談すること。）
- ④ 就職進学については様々なケースがあるので、担任および進路指導部の先生とよく相談してください。

4 注意事項

- ① 「入学願書」「募集要項」等は原則として自分自身で入手することになります。説明会などに行けば無料で提供される場合があるので、積極的にそのような機会を利用してください。
- ② 受験方法や科目などは年度ごとに変更されるので、最新の情報に基づいて受験計画を立ててください。
- ③ 併願校を選択するときは担任や進路指導部の先生のアドバイスを参考に、無理や無駄のないようにしましょう。

5 推薦入学について

(1) 推薦入試についての基本的な考え方

推薦入試は、一般入試に先立って推薦された受験者の中から入学者を選抜する制度です。推薦入試制度を設けている学校は様々ですが、多くの学校が学校長を推薦者として実施しています。

学力試験のみならず、多様な観点からその学校にふさわしい学生を採用することを目的としており、一般入学で入学する学生と同等以上の学力・態度を期待して行うものです。

これらの観点をふまえて、本校でも充実した学校生活を送っている生徒の中から本別高校を代表するにふさわしい生徒を推薦しています。具体的には、学年や進路指導部の会議を経て推薦委員会で推薦入学の候補者を選定し、学校長が決裁することとなっています。従って、推薦入試の受験を希望しても推薦されない場合があることにも留意しておいてください。

(2) 推薦の最低基準（本校規定より）

【推薦出願の原則】

第8条 本校において充実した生活を送り、推薦に値する態度・行動である者の推薦出願を認める。

【推薦基準】

第9条 推薦条件は以下のとおりとする。

- (1) 学習成績Cランク（評定平均2.7）以上である。
- (2) 各大学・短大・看護学校及び専門学校・各種学校の推薦基準にあっている。
- (3) 各評定に「1」がない。
- (4) 出願時において停学中にない。
- (5) 校内外の生活の態度や行動面で問題がない。
- (6) 高校3年間の学校の基本的生活習慣（欠席・遅刻・早退など）が推薦に値するものである。
（欠席日数においては10日以内を原則とする。）

【推薦基準の特例1】

第10条 体育的・文化的活動及びボランティア活動及びその他の活動において特に顕著な活躍があり、進学希望先の学校から特に要請があった場合は前条の各項の一部を欠く場合においても特に出願審議の対象とする。

【推薦基準の特例2】

第11条 第9条の(6)の「欠席日数10日以内」の規程に関し、次の条件のうち一つを満たす場合は出願審議の対象とすることができる。

- (1) 欠席の理由が長期入院及び通院等の場合。
- (2) 欠席の理由に相当の事由があると認められる場合。

【推薦委員会の予備審議】

第12条 第9条の「推薦基準」の要件を欠く場合においても、出願学校及び生徒の特殊事情により出願審議の対象として相当と考えられる場合は、委員全員の同意を得て出願審議の対象とすることができる。

る。

【推薦出願上の制限】

第13条 推薦入試の併願は認めない。

推薦入試の結果不合格となり、その結果が判明して以降出願できる学校・学部・学科がある場合、改めて審議のうえ推薦を受けることができる。

(3) 評定平均値について

【評定平均値の計算方法】

すべて（3年間）の科目の評定値の合計 ÷ すべての評定の個数
＝ 評定平均値（少数第2位を四捨五入）

評定平均値	学習成績の概評
5. 0～4. 3	A
4. 2～3. 5	B
3. 4～2. 7	C
2. 6～1. 9	D
1. 8～1. 0	E

6 受験の準備～継続は力なり～

受験勉強は、ただがむしやらに取り組んでも良い効果は得られません。ポイントを押さえて学習することが「合格」を勝ち取るための秘訣と言えるでしょう。そのポイントを挙げておきますので、計画を立てる参考にしてください。

(1) 計画を立てる

「計画を立ててもどうせ実行できない」と言って計画を立てない人がいます。途中で計画通りに進まなくなることがあったら軌道修正して出直せばよいのですから、行き当たりばったりで毎日を過ごさないよう、計画に基づいて学習を進めていくべきでしょう。

(2) 毎日の授業を大切にする

受験勉強を始めると「いかに時間が足りないか」を実感することと思います。だからといって授業を疎かにしてはいけません。受験科目であってもなくても毎日の授業が基本であり、時間をかけて一つのことを追求できるのは授業中だけでしょう。また、範囲が限られた定期考査で高得点を取れずに、どうして入試での得点が期待できるでしょうか。「授業内容の理解」を基礎とした「真の実力」をつけましょう。

「真の実力は総合的な能力に左右される」ということも知っておくべきでしょう。たとえば英語の解釈や作文は国語（日本語）の能力に左右されますし、現代文や英語での長文読解ではテーマ（たとえば歴史や科学など）についてそれらの知識が必要でしょう。つまり受験科目以外の授業にもしっかりと取り組むことが受験科目の実力を伸ばすことにつながるのです。

(3) 長期休業中の講習に参加する

進学希望者を対象とする講習に積極的に参加し、自分の受験勉強の中に位置づけることが大切です。講習に参加することはもちろんですが、新しい事項や忘れていた事項を確実に身に付けるために予習・復習を欠かさず行いましょう。講習にはテストがありません。自主的に意識して取り組むことが大切です。講習は受身の姿勢ではなく、日々の学習に「講習を利用する」という気持ちが必要でしょう。

(4) 模試を受験する

模試は結果(成績)が全てではありません。自分自身の勉強が現時点でどれくらい進んでいるかをチェックし、その後の学習計画の見直しに役立つ重要な資料となります。特に、2年生後半から3年生の夏休み前にかけての基礎固めの段階では、模試は学習チェックとして役立ちます。点数や志望校判定だけにとらわれず、積極的に模試に取り組んで実力を磨いてください。

また、試験は決められた時間内で自分の答案を作成し、どれだけ自分の力を発揮できるかが問われるものです。集中力を養い、時間配分を体感的に覚えるためにも模試の受験は有効です。

模試を受けるにあたって最も心に留めておいてほしいことは「一度犯した間違いは二度と繰り返さない」ということです。落ち着いて誰もができる問題は確実に解き、それから難問に取り組むほうが良いでしょう。その際にはケアレスミスに注意しましょう。ケアレスミスを防ぐには今まで受けた模試を分析し、同じ過ちを繰り返さないことが大切です。

- ① 模試の活用法は、「復習」の一語に尽きます。悪い点数が戻ってくると見たくないと思いがちですが、減点の対象となった部分を確認して自分のものにすることが重要です。特に記述問題の場合は、答案の作り方もコツをつかむ必要があります。
- ② 模試でできなかった問題はノートに書き出し、何度も解き直してみましょう。そうすることで、そのノートは自分の参考書となります。受身の姿勢で模試を受けても何も生まれません。積極的に模試を受けて学力向上に役立ててください。

(5) 参考書・問題集を揃える

受験には受験用の参考書・問題集があります。数多く持つ必要はありませんが、教科担任の先生など相談して自分に合ったものを揃えましょう。

(6) 自習時間を大いに活用しよう

- ① 課題のある自習時間
 - (ア) 自習時間の課題には、次の時間の準備やこれまでの授業の復習、高校生としての常識といったねらいが設定されているので、授業同様にしっかり取り組まなければなりません。
 - (イ) 課題には1時間いっぱいかかるものはほとんどないと思います。課題が終わったら、各自の勉強に時間を活用してください。
- ② 課題のない自習時間
 - (ア) 自習であることが事前に分かることもありますが、その日になって知ることもしばしばあります。そんなときに取り組める課題を常に用意しておくといいでしょう。
 - (イ) 家庭学習にも限りがあります。各自の進路実現のため、ちょっとした空き時間も有効に使うことが大切です。

言葉で言うのは簡単ですが、実行し継続していくことは簡単ではありません。
まずは始めてみる。そして続けること。
その中で自分のやり方を見つけていきましょう。

7 進路活動について本校規定の抜粋

【進路活動の停止】

第11条 以下に定める事項に該当するものは進路活動の一部あるいは全部を停止する。その内容については進路指導部会において検討する。

- (1) 停学中にあるもの。及び、進路活動を行うにふさわしくない態度・生活状況のもの。
- (2) 評価・評定（仮評定）に1科目でも評定1のあるもの。
- (3) 評定（仮評定）の段階で、欠席日数が出席すべき日数の2割を越えているもの。ただし、病気・入院等特段の事情があるものについては別途考慮する。

【進路活動の停止の解除】

第12条 前条の進路活動の停止は該当事項が解消されたことを教務部との連携のもと、進路指導部で確認し、解除する。

【進学者の併願】

第20条 民間の事業所へ就職（以下「民間就職」と略する。）と進学の場合、民間就職が内定したときはこれを優先する。

2 推薦による進学と民間就職の併願は認めない。

【応募者の調整の基準】

第27条 応募者の調整に当たっては次の点を考慮して選考する。

- (1) 1～3年までの学習成績
- (2) 1～3年までの生徒会活動・HR活動・部活動・ボランティア活動及びその他学習活動の状況
- (3) 日常の生活状況（欠席・遅刻・早退・授業態度など）